

# 専門職のみなさまへ

## 市民後見人の育成にご協力ください

広島市では、地域における後見業務の担い手を確保するため、市民後見人の養成を進めているところです。

具体的には、**専門職(または市社協)**が受任している案件に市民後見人を追加選任し、**複数後見を開始**します。その間、**専門職から助言・指導を受けることで、市民後見人が適切な後見活動を行えるよう育成し、将来的な単独受任**を目指します。

しかし、いまだ市民後見人の受任が少ない状況ですので、ぜひ専門職の皆様のお力をお貸しいただき、ご協力をお願いいたします。

### I 市民後見人推薦依頼 ～ 複数後見開始 までの流れ

- ① 「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準」に該当するか否かご確認ください。  
(その他の確認もあるため、お気軽に広島市成年後見利用促進センターにお問い合わせください。)

#### 「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準」

【必須とする基準】

- (1) 成年被後見人等への説明と意思確認を行っている。
  - ・ 意思決定支援を基本とした説明をお願いしています。
  - ・ 意思表示が可能であれば、市民後見人の追加選任や将来的な後見人の交代に拒否がない。
- (2) キーパーソンとなる親族や本人に近い関係者に説明を行い、反対されていない。
- (3) 第三者や親族間の対立、訴訟の係属等の紛争性がない。
- (4) 本人の生活状況、心身状態、支援内容が落ち着いている。
  - ・ 虐待や緊急対応の必要がなく、本人に自傷・他害(暴言、暴力等)がない。
  - ・ 収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みである。
  - ・ 身上保護を中心とした支援である。
  - ・ 医療同意に協力可能な親族と連絡が取れる、または終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。

↓

- ② 家庭裁判所に市民後見人との複数受任について、「市民後見人候補者調整依頼書」を添付の上、事前協議を行ってください。

↓

- ③ 広島市成年後見利用促進センターに「市民後見人候補者調整依頼書」を提出してください。  
※ 候補者との事前面談も可能です。

広島市市民後見人養成研修を修了し、一定の知識や技術・態度を身に付けた者の中から、候補者を選定します。

↓

- ④ 受任者調整会議で受任の可否および**候補者**を検討します。  
(会議に出席し、本人の状況等についてご説明ください。)

↓

- ⑤ 推薦候補者の決定後、広島市成年後見利用促進センターから連絡します。

↓

- ⑥ 家庭裁判所に追加選任の申立てを行ってください。

↓

- ⑦ 審判後、市民後見人と顔合わせを行い、複数後見を開始します。



QR  
コード

(問合せ先)  
広島市成年後見利用促進センター  
TEL:082-207-3367 FAX:082-264-6437  
E-mail:kouken@shakyohiroshima-city.or.jp

## 2 複数後見 ～ 専門職後見人辞任(市民後見人単独移行)までの流れ

① 市民後見人とともに、後見業務を行ってください。  
(後見事務、後見事務報告、報酬付与の申立て等)



② 「単独受任移行の条件」をご確認ください。

### 「単独受任移行の条件」

- (1) 成年被後見人等について
  - ・ 心身の状態が落ち着いている。
  - ・ 定期報告や受任時に想定していた手続き等以外に、新たな手続き(相続や不動産売買など)の必要がなく、今後も予定がない。
- (2) 市民後見人について
  - ・ 市民後見人の生活状態や健康状態は良好で、後見活動が継続できる。
  - ・ 市民後見人は単独受任について説明を受けて理解しており、単独での活動が可能である。
  - ・ 後見事務報告や報酬付与申立ての経験があり、適切に処理できている。
- (3) 専門職後見人について
  - ・ 市民後見人との複数受任以降、連携して後見事務を実施し助言した。
  - ・ 市民後見人は単独受任後も安定的に活動が継続できることを、市民後見人と確認している。



③ 複数後見期間中に市民後見人へ後見事務の引継ぎを行ってください。



④ 家庭裁判所に専門職後見人辞任の意向を連絡してください。



⑤ 広島市成年後見利用促進センターに専門職後見人辞任について打診してください。



⑥ 受任者調整会議で単独受任移行の検討を行います。



⑦ 受任者調整会議の承認を受けて、家庭裁判所に辞任の申立てを行ってください。

将来的な市民後見人の単独受任を目指しているため、高度な専門性を要しない基準を設けていますが、案件の状況により判断が難しい場合も多いと思われます。

将来的に該当しそう、または基準に近づくかもしれないと考えられる場合は、ぜひ広島市成年後見利用促進センターへの相談をご検討ください。



QR  
コード

(問合せ先)  
広島市成年後見利用促進センター  
TEL:082-207-3367 FAX:082-264-6437  
E-mail:[kouken@shakyohiroshima-city.or.jp](mailto:kouken@shakyohiroshima-city.or.jp)  
(令和8年4月)